

# 寄宮中学校いじめ防止基本方針

那覇市立寄宮中学校

## 1. 本校の基本方針

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。そこで、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

本校の校訓である「学・思・貫」（自ら学ぶ力・思いやりの心・粘り抜き最後までやり通す力）を育むことが生徒の自己肯定感を高め、いじめのない学校づくりにつながる。また、本校が掲げる育てたい生徒像「自分で考え。判断する生徒（自主・自立）」「自分の判断と行動に責任を持つ生徒（責任・自律）」「相手の幸せを願う心豊かな生徒（情愛・利他）」を目指し、生徒指導にあたることが、いじめの未然防止につながるという認識のもと、積極的な教育活動を展開する。

## 2. 学校の現状

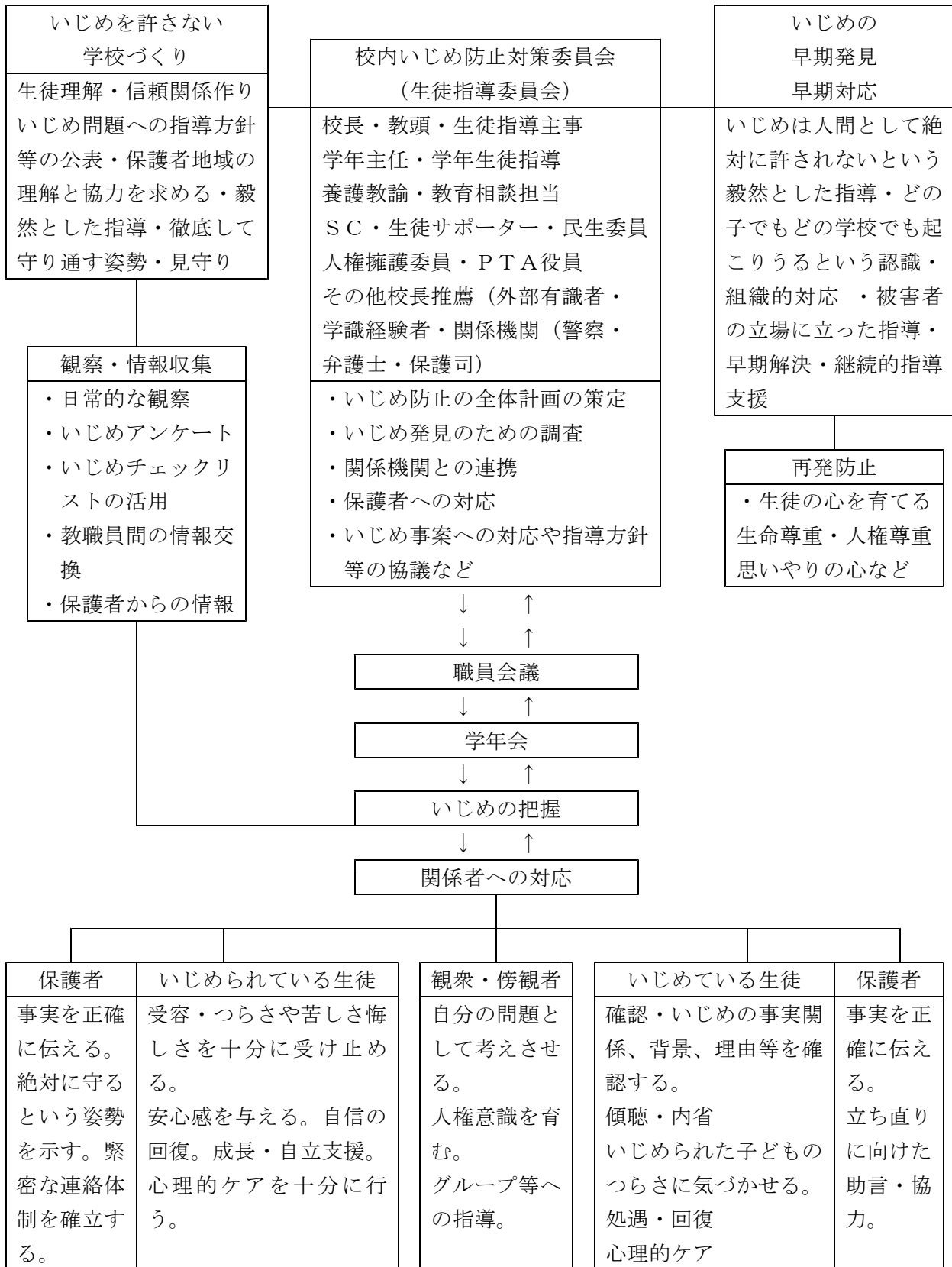
数年前の寄宮中は、真面目に意欲を持った生徒の足を引っ張り、前向きな生徒達が力を発揮することができないような雰囲気があった。そこで学校を元気にする取り組みとして生徒指導スローガンを掲げ「一生懸命がかっこいい！」からスタートし、「動かなければ変わらない」、「気づき、考え、行動する～Let's move on～」、「努力、挑戦、夢実現～Positive Thinking～」、「自主・協力・創造～夢に向かって日々成長～」という合い言葉で、職員、生徒が団結し取り組むことで年を追うごとに改善してきた。今年度は「  
」のスローガンのもと、積極的生徒指導を推進していく。生徒指導の面では、職員の協力体制を密にした指導を徹底してきている。また、教育相談支援員やサポーターとの密な連携を実施し不登校生徒の登校復帰を目指している。関係機関との連携強化を図っている。

生徒の様子は、全体的に元気があり、自主性や学習面でも成果が出るようになってきたが、もっと周りに遠慮せず「自ら動く生徒」を育成したい。問題行動は、一部の生徒ではあるが、無断外泊、喫煙、飲酒、窃盗など多く見られる。暴力事件や無免許運転の事案も発生した。「いじめ」に関しては、20件以上の認知があったが、生徒の訴えで早期発見でき、すぐに教育相談を実施し大きなトラブルに発展する前に指導ができた。生徒が毎月のアンケートや教育相談等で教師に相談できる雰囲気は持続していきたい。昨年は適応教室に通級する生徒が後半に増えた。不登校の状態から登校復帰に至った生徒が増えた。しかし依然として不登校生徒への対応に課題が残る。

### 3. いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

#### (1) 日常的な指導体制

##### ①いじめ防止のための校内体制



②関係機関一覧 →参照【教育計画『生徒指導』の中の「県内における相談機関】

③チェックリスト（学校用・生徒用・保護者用）

【学校用】学校におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしゃどよめきがあつたりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

【生徒用】いじめに関する自己チェックリスト

☆いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるシート

次の項目について、「Aよくあてはまる B少しあてはまる Cあまりあてはまらない D まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

- 1 ほかの子をからかったり、冷やかすことがおもしろい。  
( A - B - C - D )
- 2 ほかの子が間違いをするとおもしろい。  
( A - B - C - D )
- 3 ほかの子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかつたりする。  
( A - B - C - D )
- 4 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんなとすることは面倒くさい。  
( A - B - C - D )
- 5 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。  
( A - B - C - D )
- 6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。  
( A - B - C - D )
- 7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。  
( A - B - C - D )
- 8 自分の思い通りにならないことがあると、ほかの人のせいになりたい。  
( A - B - C - D )
- 9 係活動や清掃などで、嫌な仕事はほかの子にやってもらいたい。  
( A - B - C - D )
- 10 遊びや罰ゲームで、ほかの子に恥ずかしいことや嫌がることをさせるのが楽しい。  
( A - B - C - D )

## 【保護者用】家庭におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分は大めだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに關心を持つ。

## (2) 未然防止

### ① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。

### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

### ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

#### ④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

#### ⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで言ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。なお、生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

### (3) 早期発見

#### ① 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

#### ② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめ

の早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。また、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の生徒からの相談に応じる者及び生徒の保護者は、生徒からのいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとれるように連携する。

#### (4) 早期対応

##### ① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

##### ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

##### ③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### ④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

### (5) ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

## (6) 指導計画

・年間指導計画と評価（P D C Aサイクル）

| 月  | 行事                | いじめ対策年間指導計画                   | 評価                       |
|----|-------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 4  | 入学式<br>家庭訪問       | 昨年度からの引き継ぎ確認<br>いじめアンケート 家庭訪問 | 人権の日<br>中1ギャップ<br>対策検討   |
| 5  | 遠足<br>学級P T A     | いじめアンケート<br>教育相談              | 人権の日<br>アンケート集<br>計・対策検討 |
| 6  | 中体連<br>中間テスト      | いじめアンケート                      | 人権の日<br>アンケート集<br>計・対策検討 |
| 7  | 期末テスト（技能）<br>県中体連 | いじめアンケート<br>三者面談              | 人権の日<br>アンケート集<br>計・対策検討 |
| 8  | 夏休み               | いじめアンケート<br>校内研修いじめ防止対策       | 一学期前半課<br>題検討対策          |
| 9  | 期末テスト<br>地区陸上     | いじめアンケート<br>教育相談              | 人権の日<br>アンケート集<br>計・対策検討 |
| 10 | 秋休み<br>運動会        | いじめアンケート                      | 人権の日<br>二学期へ向け<br>た対策検討  |
| 11 | 合唱コンクール<br>中間テスト  | いじめアンケート                      | 人権の日<br>アンケート集<br>計・対策検討 |
| 12 | 新人戦<br>冬休み        | いじめアンケート<br>三者面談              | 人権の日<br>保護者アンケ<br>ート結果検討 |
| 1  | 修学旅行<br>職場体験 進路決定 | いじめアンケート<br>教育相談              | 人権の日<br>アンケート集<br>計・対策検討 |
| 2  | 学年末テスト<br>入学説明会   | いじめアンケート                      | 人権の日<br>アンケート集<br>計・対策検討 |
| 3  | 卒業式<br>2学期修了式     | いじめアンケート<br>新入生情報交換           | 人権の日<br>アンケート集<br>計・対策検討 |

## (7) いじめ発生時の組織的対応マニュアル

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を以下のように置く。

①名称：「いじめ防止対策委員会」

②目的：基本方針策定、取組と対処

③事業内容：事実関係及び原因追及調査、対応

現在ある生徒指導委員会を活用＋S C・民生委員・人権擁護委員・P T A役員

その他校長推薦（外部有識者・学識経験者・関係機関（警察・弁護士・保護司）

### いじめの定義

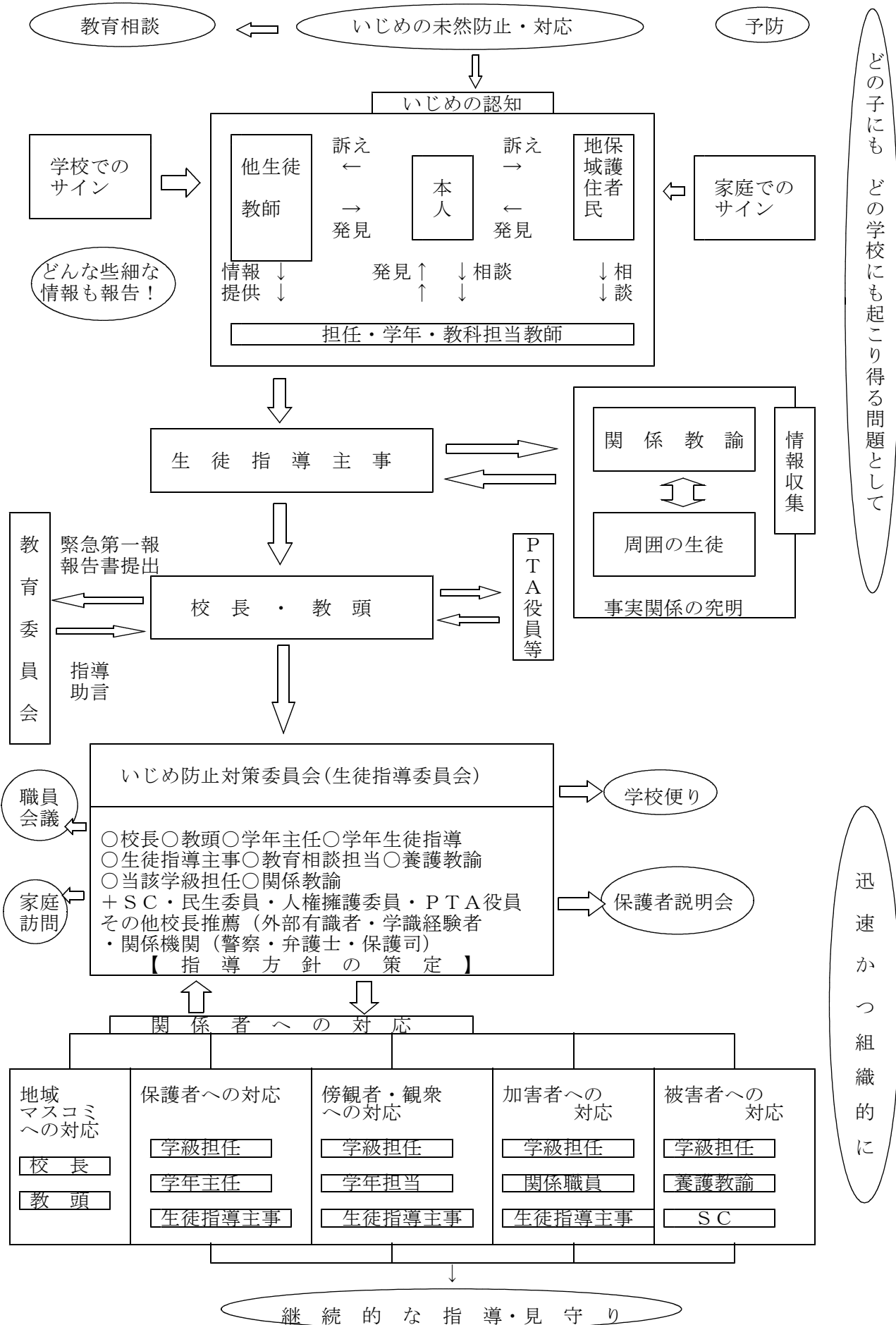
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

### いじめの定義（4つの要素）

- ①行為をした者(甲)も行為の対象となった者(乙)も児童生徒であること
- ②甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること



【 いじめ発生時の組織的対応 】



## 4. 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③重大事態が発生した場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、その旨を当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

### (2) 重大事態の発生と対応

#### ①危機対応の3段階

- ア) 事前対応 あらゆる危機の発生を事前に想定し、危機の発生を未然に防止するための予防的対策。
- イ) 発生時対応 危機発生直後に危機の被害を最小限に食い止め、迅速に危機を解決し、危機以前の安全な状態を早期に回復するために講ずる緊急の対策。
- ウ) 事後対応 危機が一応おさまった段階で、危機を安全に解決ないし克服するための中・長期的な対策を含め、2次被害や危機の再発防止へ向けての対策、さらには危機の体験を通して得た教訓を生かした危機教育活動等。

#### ②危機レベルの判断について

- ア) 個人レベルの危機：教師や保護者及び専門家等による当該生徒及び教職員への個別的危機対応の支援を要する。
- イ) 学校レベルの危機：学校の教職員、生徒、保護者を含めた全体の協力体制のもとでの危機対応を講ずる必要がある。
- ウ) 地域社会レベルの危機：学校の救援専門機関や地域社会の人々との迅速な連携の基に支援を要請し対応する。

#### ③危機対応の目的

- ア) 生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること
- イ) 迅速・的確な対応で被害を最小限に抑え、学校の日常の機能を保つこと
- ウ) 学校・教職員と生徒・保護者・地域社会等の信頼関係の向上を図ること
- エ) 危機の体験から学んだ貴重な教訓を学校教育へ積極的に生かすこと

#### ④学校危機対応のポイント

- ア) 迅速かつ的確な初動対応
- イ) 指揮系統の明確化
- ウ) 情報集約・情報管理の徹底
- エ) 情報の共有と役割分担の明確化
- オ) 保護者・関係機関等との密接な連携

#### ⑤学校危機・トラブルの誘因や原因

- ア) 教職員による不適切な発言や文書
- イ) 担任や部活動顧問による問題の抱え込み
- ウ) 初動対応の遅れ
- エ) 特別指導のあり方
- オ) 保護者との話し合いや対応

## ⑥危機対応の基本的な流れ

ア) 事件・事故対応のための基本的組織

本部長 : 校長  
副本部長 : 教頭  
部員 : 関係職員

イ) 危機対応の基本的な流れ

### ①危機発生時対応

事故発生→校長・教頭に連絡→対策本部の設置

#### 【活動内容】

※生徒の安全確認                      ※事実の確認                      ※当該保護者への対応  
※関係機関への対応                      ※事実の記録(時系列でまとめる)                      ※PTA役員への報告  
※対策の検討(教職員への報告と情報共有)迅速で適切な指示・判断と人員の配置等

### ②危機事後対応

対策本部→全教職員→保護者・生徒

#### 【活動内容】

※生徒宅への家庭訪問  
校長(教頭)、学年主任、学級担任などができるだけその日のうちに、誠実な対応を行う  
※児童生徒全体への対応 (・不安感の解消に努める ・心のケアを行う)  
※PTAへの対応(役員会・理事会・臨時総会開催等の判断)  
※地域への対応(必要に応じて、自治会長等への連絡)

### ③事後の継続的な対応

※個別的な児童生徒への指導                      ※日常の指導の再確認  
※再発の防止                      ※当該保護者等の心のケア

(対応の全体像)

事件・事故発生→報告→情報収集・整理→対応組織作り→対応策検討→情報提示→対応昨実施→継続的な対応→対応の評価

ウ) 事件・事故発生時の報道対応及び保護者対応

- ①報道対応及び保護者対応の目的
- ②事件・事故発生時の報道対応の基本姿勢
- ③保護者への対応について

## ⑦危機対応のチーム (クライシス・レスポンス・チーム) CRT

◎チーム編成について

※事故発生時にはキーパーソンがそろっているとは限らない

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・他

ア) 通常の校務分掌とは別に、その場に応じて編成する

イ) いろいろな事例を想定しながら、定期的に模擬訓練(シミュレーション)しておくことが大切である

ウ) 教職員は、複数の役割が担当できるように心得ておく

## ◆危機対応チームの役割

### ①代表

- ・チーム内のあらゆる会議を取り仕切る
- ・メンバーからの要望に対して必要な理論的サポートを行う
- ・教育委員会と連携を図る
- ・メディアに対する唯一の窓口になる
- ・教員、生徒、保護者に対する文書、報道発表、学校に情報提供や報告を求められた場合の準備をする
- ・教職員の健康チェック

### ②記録・調整

- ・代表の補佐をする
- ・学校内で起こっている情報を全て把握しておく
- ・学校が活動している間の教職員間の連絡手順を作成する
- ・いつ、何を決定したのか記録する
- ・当該学年担当者と授業時間等の調整をとる
- ・保護者(全体、PTA役員)への連絡と支援の要請をする

### ③現場指揮

- ・生徒の動きを各機関と調整し、避難計画等を作成し、その総指揮をとる
- ・これから起こりうる状況に対する予防策を練るとともに、現状の困難な状況の解決方法を確認する
- ・警察などの外部機関との連携を図る
- ・学年集団(教職員)をサポートする

### ④連絡調整

- ・電話連絡網を揃え、すぐ使えるようにする
- ・学年、学級の生徒達の安全確認と対応にあたる
- ・保護者(個別)との連絡をする
- ・教室で児童生徒の心のケアにあたる

### ⑤ケア

- ・生徒の状況などを把握する
- ・被害者の救急処置と心のケアにあたる
- ・二次被害の発生を防ぐための助言をする
- ・カウンセリングの必要な範囲と程度を把握する
- ・救急の医療機関や精神保健センター、カウンセラー等の外部機関との連携を図る

### ⑥事務

- ・教職員間の連絡と補助に徹する
- ・臨機応変な対応をする

## 5. P T A及び関係機関等との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。